

骨太の方針
(平成17/6/21閣議決定)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005

平成17年6月21日

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

(目次)

第1章	日本経済の現状と今後の課題	1
1.	“バブル後”を抜け出した日本経済	1
2.	「基本方針2005」の課題	2
第2章	「小さくて効率的な政府」のための3つの変革	5
1.	資金の流れを変える	5
(1)	郵政民営化	5
(2)	政策金融改革	5
(3)	政府の資産・債務管理の強化 —“バランスシートの総点検”—	5
2.	仕事の流れを変える	5
(1)	国から地方への改革	5
(2)	公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入等による官業の徹底的な民間開放	7
(3)	予算制度改革	8
3.	人と組織を変える	9
(1)	国・地方の徹底した行政改革	9
(2)	公務員の総人件費改革	9
第3章	新しい躍動の時代を実現するための取組	
	—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—	11
1.	財政構造改革の強力な推進—歳出・歳入一体改革—	11
2.	国民の安全・安心の確保	11
3.	持続的な社会保障制度の構築	12
4.	次世代の育成	14
5.	人間力の強化	15
6.	グローバル戦略の強化	16
第4章	当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方	18
1.	今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方	18
2.	民需主導の経済成長を確実なものにするために	
	—活性化のための政策転換—	18
(1)	規制改革・民間開放	18
(2)	金融システム改革	18
(3)	税制改革	18
(4)	活性化を目指した歳出の見直し	19
3.	平成18年度予算における基本的考え方	19
別紙		21
別表1		22
別表2		26

(以下、途中略)

の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化、地域の相談体制充実等によるニート対策の強化、児童・生徒の勤労観等を育成するキャリア教育等の一層の推進、地域における産学ネットワーク構築の促進など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」¹⁶を強化・推進する。

あわせて、以下の取組も進めていく。

- ①雇用保険3事業については、利用度や成果の実態調査を踏まえ、時代のニーズに対応したものとなるよう、平成18年度予算において改善策を講ずる。
- ②「新産業創造戦略2005」¹⁷等を踏まえ、戦略産業分野等の質の高い専門職大学院の設置促進などによる人的資産（人財）の充実を図る。
- ③障害者の自立を支援するため、サービスの適切な確保とその利用者負担に関する低所得者への適切な配慮を図るとともに、重度の障害者を含めた、地域における多様な雇用・就労の場や生活の場の確保など、地域における就労・生活支援のためのハード・ソフトの基盤を速やかかつ計画的に充実強化する。
- ④海外人材を活用するため、高度人材の受入れを促進するとともに、現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、国民生活に与える影響を勘案し総合的な観点から検討する。また、日本で就労する外国人が国内で十分その能力を発揮できるよう、日本語教育や現地の人材の育成、生活・就労環境の整備を推進する。

また、金融を含む経済教育等の実践的教育とともに、学校での国際教育を推進する。

さらに、食育基本法に基づき、食育推進基本計画を作成するとともに、関係行政機関等が連携し、国民運動として食育を推進する。

6. グローバル戦略の強化

開かれた活力ある国を目指し、グローバル化に戦略的に取り組んでいく。

経済外交、国内構造改革、地域経営、国際分業等を通じて、グローバル化への総合的かつ戦略的な取組を行うため、経済財政諮問会議において平成18年春を目途に「グローバル戦略～我が国の世界戦略」（仮称）を取りまとめる。

¹⁶ 「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」（平成16年12月24日）

¹⁷ 「新産業創造戦略2005」（平成17年6月8日）

あわせて、以下の取組を積極的に進めていく。

- ①グローバル化を乗り切る産業の競争力をつけるために、「新産業創造戦略 2005」を推進し、あわせて、効率的な国際物流システムを実現するため、別表 1 の (2) の取組を行う。
- ②世界的な先端分野の育成・強化、新価値創造等に向け、「科学技術創造立国」の実現、IT 戦略の推進、知的財産戦略の推進のため、別表 1 の (3) の取組を行う。
- ③世界に通用する強い地域の形成を促進し、民需主導の経済成長の成果を地域にも広く浸透させるため、地域が自主的に活力を高めることを支援する。その一環として、世界に発信する地域を目指し、地域が持つ高度な環境・リサイクル技術を核とした世界発信型の先進拠点を整備し、アジアでの資源循環と人材育成を促進する。あわせて、地域再生、都市再生、構造改革特区の拡充、観光戦略の強化、文化芸術・スポーツの振興に向けて、別表 1 の (4) の取組を行う。
- ④強い農林水産業を育てるために、「食料・農業・農村基本計画」¹⁸に基づき、別表 1 の (5) の構造改革を進める。さらに、農林水産物の輸出拡大に向けた取組を促進する。
- ⑤経済連携の推進、対日投資促進プログラムの加速化・強化を通じて国際連携を加速する。
また、ミレニアム開発目標に寄与するため ODA の対 GNI 比 0.7% 目標の達成に引き続き努力するとの観点から、我が国にふさわしい十分な ODA の水準を確保する。
このため、別表 1 の (6) の取組を行う。
- ⑥環境と経済の両立を図りつつ、地球環境問題への取組を強化する。京都議定書の削減約束の達成、脱温暖化社会の構築に向け、「京都議定書目標達成計画」¹⁹に基づき、温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等、京都メカニズムの活用に向けた取組を確実に実施するとともに、国民運動の展開、技術開発を進める。また、循環型社会の構築を目指す。あわせて、環境・エネルギー問題に総合的に対処する。このため、別表 1 の (7) の取組を行う。

¹⁸ 「食料・農業・農村基本計画」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)

¹⁹ 「京都議定書目標達成計画」(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)

<p>(1)</p>	<p>(国民の安全・安心の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策、治山治水対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設及び住宅等の耐震化、防災の高度化、事業継続計画の策定等地域や企業の防災力の向上と国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。あわせて、テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。 ・公共交通に関するヒューマンエラー等による事故・トラブル等を踏まえ、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。 ・治安対策については、「世界一安全な国、日本」の復活を図るため、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)及び「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日)を着実に実施する。治安対策に取り組む要員・施設等の充実や法制の整備に引き続き取り組むとともに、業務の効率化の徹底、PFI、民間委託の拡充、児童生徒等の安全を守るための官民連携による地域防犯活動の促進等を図る。また、再犯の防止や官民連携による安全・安心なまちづくりの推進、出入国審査時の生体認証技術の活用を図る。 ・「犯罪被害者等基本計画」を平成17年中に策定するとともに、犯罪被害者等のための施策を推進する。 ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、総合法律支援の実施及び体制整備、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化等の司法制度改革に引き続き取り組む。 ・防衛については、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)に基づき効率的な体制の整備に取り組む。 ・消費者団体訴訟制度の導入のため、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・BSEへの対策、食品表示基準の見直し、輸入食品安全対策の強化等、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に努める。 ・大陸棚の限界に関する情報の国連への提出期限である2009年に向けて、政府一体となって、大陸棚の画定のための調査等について引き続き的確に推進する。 ・外国人の入国後の実態についてチェックする仕組みを検討する。
<p>(2)</p>	<p>(新産業創造戦略等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新産業創造戦略2005」を踏まえ、我が国の将来の発展を支える7つの戦略産業分野の育成とともに、産学官の「協働」の場である地域クラスターを充実・強化する。このため、特に多様な技術を担う「匠の中小企業」を強化し、高度な部品・素材産業の集積を高めるプログラムを平成17年度中に策定するとともに、人材育成、研究開発、IT活用等を重点的に推進する。 ・「技術戦略マップ」(平成17年3月30日)を活用しつつ、将来の市場化を見据えた効率的な研究開発を官民を挙げて推進する。 ・企業の競争力の源泉となる知的資産(特許等の知的財産だけでなく、人材、技術、組織



	<p>力、顧客とのネットワーク等)を認識、活用する経営を促すため、知的資産経営の開示と管理の指針を平成17年度中に策定し、「知的資産経営報告書」としての開示を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の創業、経営革新、再生、技術・技能の継承及び人材確保等を推進する。 ・ 若年者を始め各世代を通じた能力開発の推進について法的整備も含め必要な措置を講ずる。 <p>(効率的な国際物流システムの実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な国際物流システム実現のため、新たな総合物流施策大綱を平成17年中に策定し、毎年その政策効果を検証しつつ、物流施策を総合的・一体的に推進する。
(3)	<p>(「科学技術創造立国」の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三期科学技術基本計画を平成17年度中に策定し、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を推進する。総合科学技術会議が司令塔となり、改革と投資の重点化を推進する。また、「みらい創造プロジェクト」については、経済活性化のため、引き続き推進する。 <p>(IT戦略の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界最先端のIT国家であり続けるため、内閣一体となってe-Japan戦略等を進める。 <ul style="list-style-type: none"> － 「e-Japan 重点計画2004」(平成16年6月15日)及び「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日)を、医療・教育分野等のITの利用・活用に重点を置き、着実に推進する。 － 利用者・国民の視点に立って、これまでのe-Japan戦略等の評価を行うとともに、新たなIT戦略を平成17年度中に策定する。 － 電子政府・電子自治体の推進により、行政の効率化と住民サービスの向上を図る。 － 官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進する。 － ネットワーク分野について、2010年までにユビキタスネット社会を実現するために、「u-Japan政策」を推進する。 － ITを活用した安心・安全への取組を推進する。 － 情報格差(デジタルディバイド)の是正への取組を引き続き推進する。 <p>(知的財産戦略の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知的財産推進計画2005」(平成17年6月10日)に基づき、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現や模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱しその早期実現を目指す等、知的財産の創造・保護・活用を推進するとともに、日本ブランド戦略の推進など、コンテンツをいかした文化創造国家への取組を強化する。
(4)	<p>(地域再生の取組の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併等により地域社会の在り方が大きく変わる中で、地域は、自ら、持てる力を再編し、地域力を強化していく必要がある。そのため、地域からの具体的な提案に基づき、NPO、自治会等の活動を通じた地域の人々のつながり(ソーシャル・キャピタル)の活性化等によるひとづくりや民間の資金・ノウハウの活用、地域の自主裁量性を拡大する補助金改革等を推進し、地域再生の取組を強化する。